

## 平成28年10月に適用される

# 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しについて

### 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度とは

65歳以上の公的年金受給者の公的年金にかかる個人住民税（市・県民税）について、一定の条件を満たした方の年金から天引きする制度です。

個人住民税の公的年金からの特別徴収（以下「年金特徴」）は、条件を満たした方であれば、手続きをしていただくことなく自動的に切り替わります（地方税法第321条の7の2）。

普通徴収（現金払いや口座引き落とし）の納期が年4回であるのに対し、年金特徴は納期が年6回に増えるため、1回あたりの納付額が少なくなることで、金融機関等の窓口へ納税に行く手間が省けるというメリットがあります。

年金特徴は、4月・6月・8月天引き分は「仮徴収」、10月・12月・2月天引き分は「本徴収」と分かれています。これは、年税額が決定するのが当年度の6月であることから、上半期の年金支給時は仮の税額で徴収し、下半期で帳尻を合わせるものです。現在仮徴収税額は前年度2月の天引き額と同額としております。



### 【例1】所得が公的年金のみで、年税額 5,700 円の場合

前年度	当年度					
	仮徴収（前年度2月と同額）			本徴収（（年税額－仮徴収の残額）／3）		
2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	900円	900円	900円

年度の途中で公的年金受給者が転出した場合や税額が変更となった場合、天引きできる要件を満たさなくなった場合は、天引きが停止となり、残りの税額を普通徴収で納めていただきます。

また、公的年金受給者が死亡した場合も天引きが停止となり、残りの税額を相続人の方に普通徴収で納めていただきます。

## 現行の制度の問題点

### 1 本徴収税額と仮徴収税額の偏り

年税額が前年度と比べ大きく変動した場合、本徴収税額と仮徴収税額に差が生じてしまい、翌年度以降もその状態が続くこととなります。

さらに、年度の途中で天引きが停止となった場合は、その翌年度に市・県民税があるとしても仮徴収ができず普通徴収になってしまいます。

#### 【例2】年税額が前年度の 5,700 円から 39,000 円に増額となった場合

前年度	当年度					
	仮徴収（前年度 2 月と同額）			本徴収（(年税額 - 仮徴収の残額) / 3）		
2 月	4 月	6 月	8 月	1 0 月	1 2 月	2 月
900 円	900 円	900 円	900 円	12,100 円	12,100 円	12,100 円

年税額増額のため、本徴収税額が仮徴収税額と比べ大きくなっています。問題は、次の年度の年税額が同じ 39,000 円だとしても、前の年度の 2 月分の金額を仮徴収税額とすることから、来年度は仮徴収税額が 12,100 円に、本徴収税額が 900 円となってしまう、その偏りが延々と続いてしまうところです。



逆に年税額が下がると、仮徴収税額の取り過ぎによる還付や年金特徴の停止にもつながってしまいます。

年金の額は変わらないのに、前回の時より引かれる税金が増える？

### 2 特別徴収の停止

年金特徴は、転出や年税額の変更があると普通徴収に切り替わり、次に年金特徴が始まるのは翌年度の 1 0 月からとなっております。その間納税者は現金払いや口座引き落としの手続きをすることになり、お手数をおかけしておりました。

住民税は毎年年金から引かれていたはずなのに、なんで納付書が届くんだろう？



## 公的年金からの特別徴収制度の見直し

平成28年10月以降に実施される年金特徴より、年間の徴収税額の平準化を図るため、下記のとおり制度が改正されます。

なお、今回の改正により個人住民税が増額されることはありません。



### 1 特別徴収仮徴収税額の算定方法の見直し

平成29年度の仮徴収から、前年度の2月と同額ではなく、前年度年税額の6分の1の金額で天引きするようになります。

#### 【例3】【例2】からさらに1年後、年税額が39,000円の場合(改正後)

前年度	当年度					
	仮徴収(前年度年税額の1/6)			本徴収((年税額-仮徴収の残額)/3)		
年税額	4月	6月	8月	10月	12月	2月
39,000円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円

仮徴収税額が前年度2月の12,100円ではなく、前年度年税額の6分の1の金額6,500円となることから、年間の徴収税額の平準化が図られます。

なお、平成28年10月から適用されるため、このような仮徴収税額の計算をするのは平成29年4月からとなります。

### 2 他市町村へ転出した場合、税額が変更となった場合の特別徴収の継続

現行の制度では、年度の途中で公的年金受給者が転出した場合や税額が変更となった場合、天引きが中止し、残りの税額を普通徴収で納めていただいていたのですが、改正後はこのような場合でも天引きが停止せず、特別徴収が継続されます。

## お問い合わせ先

渋川市役所 総務部税務課市民税係 ☎22-2113(直通)